

平成 30 年 10 月 25 日

東京都知事

小池 百合子 様

一般社団法人 全国保育連盟
理事長 古川 浩一郎



平素より、当団体の活動に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当団体メンバーが運営しております東京都認証保育所は、待機児童の解消のための認可保育所の施設整備数の増加や人件費の上昇により、事業の継続が困難な状態にあります。

しかし、基礎自治体からは強く事業の継続を求められることから赤字運営を余儀なくされております。

そこで、事業の継続と事業者負担の軽減のためにも、東京都認証保育所の運営費につきまして増額をお願いしたく、以下の要望をさせていただきます。

1. 東京都認証保育所の現状

待機児童対策が進み、都内待機児童数が例年減少していることは周知の事実であります、一方でそれに比例するように待機児童対策が進んでいる地域の認証保育所の入所希望者は減少しつつあり、当団体メンバー運営施設においても年々定員が充足しない状態が続くようになっております。

当団体メンバー運営施設（以下、運営施設）における 4 月 1 日時点での定員に対する在籍者率（以下、定員充足率）は、平成 28 年度は定員充足率が 7 割に満たない保育園は 21 園中 1 園のみであったのに対し、平成 30 年度には 6 園が 7 割を下回り、うち 2 園は 5 割に満たない状態となるなど、低下の一途をたどっております。

今年 7 月に東京都福祉保健局より公開された資料の示す待機児童数の減少が大きい区市町村（世田谷区・大田区）では、運営施設においても前年度から定員充足率が大きく低下していることが読み取れます。しかし一方で運営施設では、同じ大田区でも、前年度から定員充足率が低下している保育園と、定員充足率が上昇し定員を超えて受け入れをしている保育園もあり、地域による待機児童状況の格差が大きく、同じサービスを提供していても受入児童数が大きく左右される状況にあります。

このように自治体・地域の待機児童状況に格差がある中、同一の補助制度の中で、同じサービスの質を担保しつつ運営を行っていくことは、安定した経営ができない一因となっております。

2. 要望 運営費の増額について

(1) 欠員補充補助

前述のような定員が充足していない保育園でも、実施要綱に則り定員通りの受入ができる職員配置を行っておりますが、現在の制度では定員ではなく在籍数に対して補助が出る仕組みになっているため、欠員が出ている場合にはその分の職員配置に対する補助が不足しております。定員数に対して在籍数が満たない場合にも、待機児童受入の体制を維持するため、欠員に対する補助制度の導入を提案します。なお、導入例としまして港区では認可保育所の欠員補助が下記の算定方法となっております。

公定価格基本分単価＋（一般保育所対策費年齢別単価－事業費単価）×0.7

(2) 賃借料補助の拡充促進

昨年度東京都独自の待機児童解消に向けた追加対策（平成29年9月15日公表）として拡充された賃借料補助に関して、認証保育所も対象となっているにも関わらず、少なくとも運営施設が所在する所轄市区町村10自治体において新たな導入事例がありません（既に導入済みの1自治体、自治体独自の補助2自治体）。そのうち認可保育所のみ対象となっているのは5自治体です。

認可保育所だけでなく、待機児童対策の一端を担う認証保育所においても拡充を促すよう、基礎自治体への働きかけをお願い申し上げます。

(3) 旧都加算の対象を認証保育所に拡充

下記、旧都加算分の対象を認証保育所に拡充して頂きたい、お願い申し上げます。

- (ア) 一般保育所対策事業
- (イ) 要支援児保育事業
- (ウ) 11時間開所保育対策事業

利用者からも事業継続を強く要望されておりますが、現状の運営費では事業者の持出しが更に増える見込みであり、東京都認証保育所からの撤退も視野に検討せざるを得ません。緊急性のある現場実態である事をご理解いただき、早急にご対応をいただけますと幸甚です。

何卒 宜しくお願い申し上げます。

以上